

## 令和6年度第1回船橋市学区審議会会議録

### 1. 開催日時

令和6年7月23日（火）午前10時から午前10時20分

### 2. 開催場所

船橋市役所本庁舎 7階 教育委員室

### 3. 出席者

#### 【学区審議会委員】

杉水 純子（市立小学校の校長）

藤井 武（市立中学校の校長）

清水 龍夫（学識経験者）

佐原 摩貴子（学識経験者）

加瀬 武正（学識経験者）

長谷川 幸喜（学識経験者）

幸地 要（学識経験者）

丹野 誠（市職員）

吉川 健（市職員）

日高 祐一郎（市職員）

#### 【教育委員会事務局】

野木 学務課長

廣澤 学務課長補佐

横堀 学務課学事係長

高木 学務課主任主事

室井 学務課主事

### 4. 欠席者

なし

### 5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

#### 【議題】

（1）「通学区域の追加設定について」（諮問）に対する答申について

①大穴北小学校区

大穴北4丁目7番「25号～37号」を大穴北小学校の通学区域とする。

②大穴中学校区

大穴北4丁目7番「25号～37号」を大穴中学校の通学区域とする。

(2) その他

【公開・非公開の別】

公開

6. 傍聴者数

0人

7. 決定事項

大穴北小学校、大穴中学校の通学区域の変更について、事務局案のとおり答申された。

8. 議 事

(清水会長)

学区審議会の定員は10名でございますが、本日は、委員10名のうち、10名のご出席がございますので、船橋市学区審議会条例第5条第2項の規定により、会議開催の要件が成立いたしました。

会議に先立ちまして、傍聴したい旨ありませんので、傍聴人はなしということで、会議の方をさせていただきます。

また、本会議は議事録を作成し、市のホームページ上で公開することとなります。そのため、議事を録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは、傍聴人はなしということで、開催します。

それでは、本日の議事の1「通学区域の追加について」へ移ります。学区審議会としましての意見をまとめ、教育委員会に対して答申する必要がありますので、よろしくお願いいたします。

諮問事項の(1)、令和6年9月1日施行予定の規則に関するものについて事務局からの説明をお願いします。

よろしくお願いいたします。

(事務局 横堀)

担当しております、学務課学事係の横堀と申します。よろしくお願いいたします。説明につきまして着座にて失礼します。

それでは、今回、議題になっております通学区域の追加設定につきましては、船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、この後は「規則」と申し上げ

げますが、規則を一部改正する内容になりますので、この学区審議会への諮問事項となっております。

今回の改正につきましては、これまで建物等がなかった土地に、住宅が建ったことで、新たに住居表示が定められたことに伴う規則の改正でございますので、既存の通学区域の線引きを変更するといったものではございません。

学校の通学区域につきましては、先ほど申し上げた規則で決まっております、学校ごとに通学区域の何々町何丁目、何番、何号または何々町何番地というように住所ごとに定められております。

これまで建物等がなかった土地に、住宅が建つなどして、新たに住所が定められる場合がございます。その住所が規則に規定されていない場合に、その部分について新たに規定する必要性が生じるということになります。本日はそのような案件になってございます。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

資料の4ページ、資料①-1というものがございますので、ご覧いただければと思います。

まず今回の該当箇所であります、大穴北4丁目7番の位置についてご説明します。資料の地図のほぼ中央部に赤丸で「号追加エリア」と記した位置になります。この地点ですが、小学校が大穴北小学校区、中学校が大穴中学校区となっております。なお、地図内の青い線は小学校の学区線を表しております。隣接の学区としまして、北側が豊富小学校、豊富中学校、八木が谷小学校、八木が谷中学校。西側に三咲小学校、二和小学校、南側に大穴小学校、古和釜中学校などがございます。

次のページからは、この資料を、今回の該当箇所である大穴北4丁目7番の地域を拡大していったものになります。

資料①-2が大穴北小学校の学区を中心に、さらに拡大したもの、もう一枚めくっていただきまして、資料①-3、6ページをご覧ください。こちらが該当箇所を中心にさらに拡大したものとなっております。この後の説明につきまして、この資料を用いて行いますので、こちらをご覧くださいと思います。

黒枠で囲ってございます場所が、大穴北4丁目7番の25号から35号というところございまして、今回この続きに、赤枠の部分になりますが、新たに37号というものが付番されました。ここは更地であったこともあり、今まで住居表示が振られていませんでしたが、新たに建物が建ち住居表示が振られたことに伴って、付番されたというところでございます。このため、新たに付番された37号に加えて、規則にない間の36号という場所につきましても、今後開発等によって新たに付番されることが予想できますので、こちらにも対応できるよう、36、37号を規則に盛り込むというものでございます。

続きまして7ページをご覧ください。今回の規則改正の「新旧対照表」となっております。大穴北小学校の通学区域は、現在規則の右側、「旧」のところにあ

るとおり、当該の大穴北4丁目7番は25号から35号となっております。ここに先ほど申し上げた、新たに付番された、37号と間の36号というものを追加して、左側、「新」にある通り、大穴北4丁目7番25号から37号といたします。

続きまして8ページをご覧ください。

こちらは、大穴中学校の方の通学区域の規則になります。こちらにつきましても、先ほど説明させていただいたものと同様の改正を行うといった内容になってございます。

資料の説明は以上となります。

この諮問につきまして答申をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(清水会長)

説明、ありがとうございます。只今の事務局からの説明に対しまして、何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

(加瀬委員)

自連協の加瀬です。

今回の追加エリアから大穴北小学校まで、子供たちの足で、何分くらいかかるのでしょうか。地図だけでは、何kmくらいあるかよくわからないのですが、20分くらいかかりますか。

中学校は大穴中学校に行くわけですが、緑色の線が小学校の学区かなと思うのですが、赤いところから大穴中、今でも通っている子供がいるかなと思うのですが、大穴中までには結構な距離があるかなという。

今回お話のあった、今日審議する内容とちょっと違うのですが、お聞きしたいと思いました。

(清水会長)

事務局、よろしいですか。

(事務局 横堀)

正確なところではないのですが、目安としてお聞きいただければと思うのですが、おおよそ15分程度というところです。

近くで場所を測っているところを参考としていますので、通る道によってずれがあるかと思うのですが、おおよそということでお願いいたします。

(加瀬委員)

15分くらいなら全然問題ないかなと。ありがとうございます。以上です。

(清水会長)

ありがとうございました。

他にご意見等、ご質問等ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。他に質問等ないようでしたら、只今の諮問事項1につきまして、学区審議会としての意見をまとめ、教育委員会に対して答申したいと思っております。委員の賛否について、お諮りしたいと思います。

諮問の通り、通学区域の追加設定を行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

(一同)

異議なし。

(清水会長)

異議なしと認めます。結論付けをした内容により、本日付けをもって、教育委員会に対して、答申するものと決しました。

事務局は、答申案の用意ができますでしょうか。

<事務局で答申案を配布>

それでは、只今お配りいたしました答申案をお読みいただき、ご意見があればお願いいたします。

しばらく、目を通していただければと思います。

よろしいでしょうか。ご意見ありましたら、お願いいたします。

特にないようですので、お配りしました答申案のとおり、教育委員会へ答申するものといたします。

ありがとうございました。

(清水会長)

最後になりますけれども、「その他」という議題がありますので、今日の内容でなくとも、なかなか集まる機会もありませんので、通学路や学区関係でご質問等ありましたらこの場でいただきたいと思っております。

(吉川委員)

道路部でございます。

資料の5ページ目、赤丸の印があり、矢印があり、号追加エリアと書いてある下に、細い道路があるかと思っております。こちらの南側に梨畑がございまして、この大穴北4丁目から大穴北小学校に通う通学路の関係で、太い道路は県道千葉鎌

ケ谷松戸線ですが、大穴北4丁目へ入る市道部分を梨畑側に拡幅してもらえないか、という町会からの要望がありました。現在用地取得に向けて道路建設課の方で動いています。短い距離ではありますが、西側の宅地側に新たに歩道形体を作る事業を進めております。

以上でございます。

(清水会長)

他にありませんでしょうか。

それでは特段ないようですので、議題「その他」を終わりにしたいと思います。以上ですべての議題を終了しました。

以上をもちまして、令和6年度第1回学区審議会を閉会いたします。

皆さま、お疲れ様でした。

#### 9. 問い合わせ先

教育委員会 学校教育部 学務課 学事係

Tel : 047-436-2853